

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉に関する意見書

政府は、本年3月に環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加表明し、7月にマレーシアで行われたTPP交渉第18回会合から新規に参加した。

TPP協定への参加は、アジア太平洋地域の成長を取り込み、日本経済の活性化と関税が原則撤廃されることにより輸出の拡大など、国際競争力を強化し新成長戦略を実現するためとしている。

しかしTPPは、原則全ての品目の関税を撤廃し、例外なく自由化させる協定であることから、農林水産業を初め、医療、金融、保険、さらには雇用など、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を及ぼすことが懸念される。特に、農業分野では海外から安い農産物が大量に流入し、我が国の農業が深刻な影響を受けるおそれがある。

中山間地の本市では規模の拡大が困難で、過疎化や高齢化に加え、海外との価格競争により米の価格等が下落すれば、生産者の所得確保が困難になり、加えて生産意欲も低下し、多くの離農者と耕作放棄地が発生することが予想される。ひいては集落機能の維持さえできなくなり、地域社会の崩壊につながる。

国におかれては、TPP協定交渉を進めるに当たっては、国民生活や地方の経済活動に与える悪影響が懸念される分野について、国として取るべき対策を明確にし、広く国民的な合意形成を得た上で慎重に判断すること。そして、「守るべきものは守る」という断固とした決意と姿勢を堅持し、国益が確保できないと判断した場合は、TPP協定から即時脱退することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年9月30日

島根県雲南市議会